

将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

～次世代育成支援の抜本強化に向けて～

1 子育て政策に対する基盤の強化

(1) チルドレン・ファースト社会の実現に向けた環境の整備

ア こども基本法の掲げる基本理念に則り、全ての子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるチルドレン・ファーストの社会環境づくりに向けて、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知・啓発等を行うこと。

イ 国において、子ども施策を策定・実施・評価するに当たっては、当事者である子どもや子どもを養育する者等の意見を反映する仕組みを構築すること。

(2) 取組体制の更なる強化

ア こども家庭庁について、子ども関連政策を一元的に担い、権限と予算と人員を確保した真に政策遂行力ある組織となるよう、体制を整備するとともに、関係省庁との連携方策などを早期に明示すること。

イ いじめ防止対策や障害児者支援など、各省庁が推進してきた取組について、子ども関連政策の一元化により新たな分断が生じることのないよう、緊密な連携を図るとともに、こども家庭庁が積極的に関与すること。

ウ 就学前の教育・保育等について、所管が分かれることによる影響を検証するとともに、所管の一元化を継続して検討すること。

エ GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、子ども関連の政府支出を拡大するとともに、財源の安定確保に向けて、子ども関連施策にかかる費用を社会全体で負担する新たな方策(例えば、こども保険など)を含め、幅広く検討すること。また、子ども関連施策の多くを地方自治体が担っていることから、地方財政措置の拡充を行うとともに、地域の実情に応じて、複数年度にわたり、柔軟かつ大胆な施策の実施と効果検証が可能となるよう、基金制度を創設すること。

(3) 少子化要因分析の実施及び財政支援

ア 「少子化対策地域評価ツール」の効果的な活用事例を提供するとともに、結果を踏まえた事業に裁量性かつ継続性を可能とする財政支援を実施すること。

2 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備の充実

(1) 不妊治療等への支援の拡充

ア 令和4年4月から不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。

イ 不妊・不育症治療、検査にかかる自己負担額の軽減措置や独自に助成を行う自治体への財政的支援を行うこと。

- ウ 小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存治療に係る助成制度について、対象経費の拡大や助成上限額の引上げなど更なる充実を図ること。
 - エ 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度を創設するとともに、不妊治療等と仕事の両立支援に向けた環境整備を促進すること。
- (2) 妊産婦・乳幼児ケアの充実
- ア 「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」などによる母子保健と子育て支援の一体的な推進及びコーディネート機能を担う専門人材の確保・育成への支援を行うとともに、両機関が一体化した(仮称)子ども家庭センターの設置に係る要件等を早期に明示すること。
 - イ 予期せぬ妊娠など、不安を抱える妊婦やその家族等が相談しやすい窓口の設置の促進及び相談支援体制の強化に対する財政的支援の充実を図ること。
 - ウ 離島等遠隔地からの妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への補助制度を創設すること。
 - エ 地域の実情に応じた取組の推進に向けて、都道府県が実施する場合の産後ケア事業や産前・産後サポート事業の補助対象の拡充及び裁量性かつ継続性のある財政支援の強化を図ること。
 - オ 男性の家事・育児参画を促すため、妊娠期にある家庭が夫婦や家族共同で家事・育児を行うことについて学べる講座等の開設に係る支援を強化すること。
 - カ 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定確保と柔軟な運用及び医学部臨時定員増の継続や産科医をはじめ不足する診療科に対応する地域枠の別枠創設などによる人材確保等のほか、大学や地域の研修施設への人的・財政的支援による医師確保対策の強化を図ること。
 - キ 予防のための子どもの死亡検証(CDR)制度が全国で実施されるよう、個人情報の収集や取扱等の法令整備、標準的なマニュアルや今後の進め方などを早期に提示するとともに、地方の実情に合わせた体制整備を支援すること。
 - ク 低出生体重児等の保護者への支援は、対象者が少ないなど市町村単位では十分な取組が困難であることから、都道府県が行うリトルベビーハンドブック等による情報提供やピアサポートなどの取組を支援すること。
- (3) 将来世代を支える産科、小児科への支援の充実
- ア 産科、小児科への地域の実情に応じた財政的支援等を強化すること。
 - イ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、診療報酬の特例的な措置期間を延長すること。
- (4) 新生児の検査への支援の充実
- ア 重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患についても、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象とすること。
 - イ 新生児聴覚検査について、より多くの医療機関において迅速に検査できるよう、スクリーニング検査機器の買い替えや精密検査機器の導入など、検査体制の充実に対する財政支援を強化すること。

3 幼児教育・保育等の充実

(1) 乳幼児期の育ち・学びの機会の確保

ア 人格形成の基礎を培う乳幼児期に豊かな人間性・社会性を育み、将来の可能性を広げていけるよう、家庭や保育所等の育つ場所・環境の違いや感染症の拡大による活動制限等に左右されない育ち・学びの機会を確保できる仕組みを構築し、乳幼児期の教育の基本として活用できるガイドラインを策定すること。

(2) 保育等サービスの確実な提供に向けた支援

ア 保育等のサービスを必要とする者が確実に受けられるよう、国の責任において必要な安定的財源を確保すること。

イ 保育士等の確保に向け、以下の対策を講じること。

- ・新たな保育士等の確保に向けた保育士修学資金貸付事業等の継続実施
- ・離職を防止するための働きやすい職場環境づくりの促進
- ・保育士有資格者の全国的な届出制度の創設と、(仮称)国家資格等管理システムとマイナポータルの連動による潜在保育士の把握・復職支援
- ・自治体が地域の実情に応じて実施する再就職マッチング支援等への財政的支援

ウ 新型コロナウイルス感染症に限らず、休園する保育所等に代わり一時預かりを行う保育所等への財政措置を恒常的に行うこと。

エ 公立保育所等を含め、保育所等の整備に関する地方への財政支援や、土地利用に関する税制優遇措置の拡充を図ること。

オ 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の内容を踏まえ、人口減少地域等における保育所等にかかる制度的・財政的支援を行うこと。

カ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「森のようちえん」など地域の多様な集団活動等への利用支援措置における必須要件(保育の必要性のある子どもの割合等)の緩和や国補助率の引上げ等の支援の拡充、事務負担の軽減を図るとともに、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、無償化も含めた検討を行うこと。

(3) 幼児教育・保育の質の向上

ア 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源を早期に確保するとともに、保育士の配置基準など様々な課題の改善方策などを継続的に検討すること。

イ 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための支援の充実、他産業と遜色のない水準への保育士等の更なる処遇改善とその財源の確保、キャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実を図るとともに、在宅育児家庭等に対する支援制度を拡充すること。

ウ 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的な検証と施策への反映を行うこと。

エ 外国人の子どもを受入の際の適切な支援のための職員加配及び日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に対する制度的・財政的支援を行うこと。

オ ベビーシッターを安全・安心に利用できるよう、マッチングサイト運営事業者の責任を明確化

するとともに、同事業者に対する指導監督基準を定め、指導監督を強化し権限を行使すること。
カ 認可外保育施設における幼児教育・保育の無償化の5年間の経過措置に係る法施行後2年後を目途とする検討のとりまとめを踏まえ、指導監督基準適合に向けた支援など、引き続き地方の意見を十分に反映し、保育の質が向上されるよう支援の充実を図ること。

(4) 放課後児童クラブの整備と安定的運営の推進

ア 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備(支援単位の適正規模化に係る整備等)や小学校の学級編制の標準の引下げ(35人学級)に対応した施設整備(余裕教室活用クラブの校舎外への移転)のための補助率の引上げ等の支援の充実を図ること。

イ 放課後児童クラブの安定的な運営と職員の更なる処遇改善に向けた、運営費補助単価の拡充及び補助率の引上げを行うこと。

(5) 配慮が必要な子どもへの支援強化

ア 病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援及び広域連携、また利用料無償化などによるサービスの提供と利便性の向上に対する制度面・財政面での支援を充実すること。

イ 医療的ケアが必要な子どもを支えるため、保育所等での受け入れ前後の体制整備や放課後児童クラブへの支援員等の処遇改善に向けた財政支援を行うこと。

ウ 障害やアレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援のための職員配置に対する制度的・財政的支援の拡充を図ること。

エ 小児慢性特定疾病児が成人後も継続して必要な医療費等の自己負担の軽減を図るための財政支援を行うこと。

(6) 原油価格・物価高騰等に係る保育所等への支援の強化

ア 原油価格や食材などの物価の高騰等による、運営への影響やサービス低下の懸念があり、公定価格の改定や臨時の加算等の対策を講じること。

イ 建設資材の高騰等に伴う施設整備の遅れや見直しによる影響が顕在化しているため、国庫補助金の基準単価の増額やかかり増し経費への支援策を講じること。

4 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実

(1) 経済的な負担軽減措置の拡充等

ア 全ての子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう支給する児童手当について、額の拡充や所得制限の廃止等の制度拡充を図ること。

イ 子どもを持つ世帯(特に多子世帯)に有利な税制・保険・年金制度等を充実すること。

ウ 出産育児一時金の額の引上げによる、出産費用負担への支援の強化を図ること。

エ 多胎など産前産後期に配慮を必要とする家庭への人的・財政的支援を拡充すること。

オ 子どもの医療に関わる全国一律の医療費助成制度の創設や、小学生以上の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充を図ること。

- カ 子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目なく子育て家庭を支援するため、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料を無償化すること。
 - キ 全ての子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、バウチャー券の配布など、在宅育児世帯等に対する支援制度・仕組みを構築すること。
 - ク 子育て世帯に対する住宅確保への支援を充実すること。
- (2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し
- ア 海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得促進に向けた対策の強化、短時間勤務に伴う収入減に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充を図ること。
 - イ 長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇やテレワークなど、多様で柔軟な働き方の企業への導入を促進すること。
 - ウ 企業における子育て世帯に向けた手当の拡充に対する支援や、配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実などを行い、子育てにやさしい職場風土の醸成を図ること。
 - エ ICT等を活用した育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰のサポート、また育児中でも勤務を継続しているとみなす昇給制度等を導入する企業・団体への支援を行うこと。
 - オ 出産や子育てを理由に休職・退職したとしても、希望すれば確実に復職・再就職を可能とする仕組みの構築やリカレント教育の全国的な展開を図ることなど、女性の復職・再就職への支援を拡充すること。
- (3) 子どもと子育てにやさしく、安全・安心な社会づくりの推進
- ア 地域の子育て支援に対するシニアや学生等の参画促進や、取組を行う地域・企業・団体への支援の充実など、子どもに寛容な社会風土を醸成すること。
 - イ SNS等を活用した子育て不安等の相談体制の構築に向けた支援を行うこと。
 - ウ 施設運営基準や指導監査の実施方法等について、施設の種別に関わらず、子どもの安全・安心を守る観点から内容の整合を図ること。また、事故防止や防犯及び防災に配慮した通学路や幼稚園・保育所の園外保育コースの環境整備に対する支援措置の拡充、ドライバーの法令遵守意識の向上を図ること。
 - エ 保育所等施設の耐震化やブロック塀等の安全性確保に必要な診断及び改修に係る助成を拡充するとともに、省庁による支援制度の違いを解消した耐震化等を促進すること。
 - オ 学校、児童福祉施設など、府省の枠を超えた子どもに関する施設共通の災害時情報共有システムを構築すること。
 - カ 不審者情報等について、多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方を検討すること。
- (4) 性犯罪・性暴力対策の強化
- ア 性犯罪・性暴力対策の強化のため、わいせつ行為により保育士や放課後支援員等の資格等を失効させた者の再取得要件を厳格化する等、国の責任において制度的に性犯罪、性暴力の排除に向けた取組を実施すること。
 - イ 性犯罪・性暴力を排除するため、子どもに対する性犯罪・性暴力をした者への厳罰化はもとより、子どもに直接関わる職に就く者や社会的養護に関わる者等の性犯罪歴を確認できる全国

ベースの犯罪経歴確認制度を早期に導入すること。

ウ 子どもを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないため、生命を大切にし、自分や相手、一人一人を尊重する教育や、被害に遭った時の相談先の周知など、発達の段階に応じた教育・啓発を充実すること。

エ 児童ポルノ等の自画撮り被害から子どもを守るための法整備を行うこと。

オ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の充実及びSNSなどWeb等を活用した相談体制の充実に向けた支援を拡充すること。

5 子どもや若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築

(1) 未来の展望が描ける支援策の強化

ア 子ども・若者が将来の可能性を広げていくとともに、夢や希望を環境によってあきらめることがないよう、様々な学びや体験、チャレンジの機会を提供すること。

イ 子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、ライフプランニング教育の充実及びライフステージごとに必要となる備えや社会保障制度についての情報、学習機会の提供など、支援を充実すること。

ウ 仕事と子育てを両立し、生き生きとしたライフスタイルについてのイメージ戦略及びポジティブキャンペーンを展開すること。

(2) 結婚・出産を応援する経済支援策の充実・強化

ア 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や、奨学金返還支援制度(従業員を支援する企業への助成制度等を含む)を有する地方公共団体への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。

イ 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正規雇用労働者への転換や待遇改善施策の充実を図ること。

ウ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度を継続すること。

(3) 地域少子化対策重点推進交付金の制度の見直し

ア 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、結婚支援センターの運営をはじめ複数年にわたる同一事業の対象化など、運用の弾力化を図るとともに、補助対象となるメニューの充実、補助率の引上げ及び確実な予算の確保を行うこと。

イ コロナ禍による婚姻に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の所得要件の緩和及び補助率引上げを行うとともに、都道府県主導型市町村連携コースの補助メニューを常設化すること。

6 地方の意見の反映

(1) 国と地方との定期的な協議の場の設置

ア 国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための

意見交換・協議する場を設置すること。特に、こども家庭庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等に当たっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

～コロナ禍を乗り越え、子どもが健やかに育つために～

1 子どもの貧困対策の強化

(1) 生活が困難な子育て世帯への支援強化

ア 新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯への生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用を図るなど、生活の立て直しに向けた支援の更なる拡充を図ること。

(2) 地方の実情に応じた取組への支援強化

ア 貧困に係る全国統一的な基準の指標を用い、都道府県・市町村別の比較・分析等が可能となる十分なサンプル数による全国調査の実施と都道府県・市町村別データの提供を行うこと。

イ 「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じた取組を促進させる交付金となるための運用の弾力化や事業の恒久化を図ること。

ウ 市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割を明確化するとともに、十分な財政支援を行うこと。

(3) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

ア 小学校における教科担任制の導入による教育の質の向上や、小中学校等における少人数によるきめ細かな指導体制の構築及び小中学校等における児童生徒支援の強化等に向けた教職員定数の更なる拡充を図ること。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大等）や待遇改善のための十分な財源の確保、人材の確保による教育相談体制の更なる強化を図ること。

ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援について、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援を強化すること。

(4) 子どもの居場所の確保・充実

ア 要支援児童等への見守り強化や、子どもを中心としつつ、多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等は、子どもたちの居場所や食を支える重要な拠点となっていることから、人材・施設の確保や物資の受入、保管分配など継続的な運営が可能となるための支援を充実すること。

(5) 学びに係る経済的負担の軽減支援

ア 市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況によって対象者の範囲や要件が制限されないよう、財源の確保を行うこと。

イ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度や、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返

還・納付を可能とする制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援を強化すること。

ウ 私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による更なる支援を充実すること。

エ 私立高等学校等の実質無償化について、高等学校等就学支援金制度における年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援など、国による更なる支援を充実すること。

オ 単位制高等学校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給月数等の制限の解消など、高等学校等就学支援金の拡充を図ること。

カ 公共職業能力開発施設で実施する若年者を対象とした訓練課程について、給付型奨学金の制度を創設すること。

(6) 生活安定のための支援強化

ア 養育費の取り決めを仲介する専門家や養育費相談員の配置に係る更なる財政支援を行うこと。

イ 養育費の重要性についての広報や離婚届時の情報提供、離婚前からの相談支援など、当事者への周知や支援を強化すること。また、協議離婚時の養育に関する取決めの義務化や養育費の立て替えや強制徴収の制度など、国による履行確保の強化に向けた具体策の早期の提示と地方の取組への支援を行うこと。

ウ 児童扶養手当額の増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の増額及び支給額遞減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

エ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度や給付型の住居費支援制度を創設すること。

オ 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引下げや償還免除の要件緩和等を行うこと。また、生活福祉資金に係る所得制限の引上げ及び両資金の貸付限度額の引上げを行うこと。

カ ひとり親家庭の正規雇用促進に向けた企業への支援を拡充すること。

2 児童虐待防止対策の推進等

(1) 未然防止のための支援策の充実

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源を着実に確保すること。

イ 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援を行うこと。

ウ 虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制について、国において初期相談に対応し、相談内容を十分見極めた上で都道府県や児童相談所等へ報告するシステムとすること。

(2) 児童相談所の機能強化

- ア 児童福祉司及びSV職員等の専門的人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援を充実すること。さらに、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充や第三者による評価の義務化、受審費用への財政支援を行うこと。
- イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実を図ること。
- ウ 専門の研修機関の設置など、国主導による人材育成システムを構築すること。
- エ 国における児童虐待事案への対応の支援として、AI技術を活用した全国統一ツールを早期に開発するとともに、モデル事業の導入に係る財政支援を行うこと。
- オ 児童虐待事案で、ケース移管等により都道府県域を越えた対応が求められる事案については、移管先において円滑かつ的確にケース対応がなされるよう、移管元・移管先双方の連携や協力の体制、ネットワークの仕組みなど、実体の伴った全国的なガイドラインを構築すること。

(3) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

- ア 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置促進(児童人口規模の特に小さい自治体への家庭支援員の最低配置基準の緩和等)や、要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性向上、財政支援等の強化を図ること。
- イ 特定妊婦等に対し、産前・産後から自立までの切れ目のない支援を行えるよう、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所を可能とするため、児童福祉法等の改正、及び市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築・強化を行うこと。
- ウ 地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員の活動に対し、市町村や社会福祉協議会による組織的な支援が可能となる仕組みづくりを行うとともに、財政支援の充実を図ること。
- エ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点のもと、生涯を通じて、性と健康をめぐる様々な問題について十分な情報を得られ、相談でき、主体的に意思決定し、必要な医療・福祉等のサービスを受けられる体制の構築を進めること。

3 困難な環境にある子どもへの支援強化

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現

- ア 家庭養育優先原則の実現に向け、里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援を拡充すること。
- イ 里親制度の活性化に向けて、多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討を行うこと。
- ウ 里親制度の活性化に向けて、一時保護委託など短期間の委託を受ける里親について、質を確保しつつ登録要件の見直しを図るなどの検討を行うこと。
- エ 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、多機能化等に対応するため、施設整備及び人材確保に向けた財政支援を拡充すること。

- オ 児童養護施設退所者等の自立に向けて、退所後の生活を見据えた適切な自立支援(リービングケア)及び退所後の相談・支援拠点や居場所づくり、自立に向けた訓練など、長期的に見守り、支える仕組みを構築すること。
- カ 児童養護施設退所者等の自立に向けて、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援の拡充及び自立支援資金貸付事業における返還免除規定の継続勤務年数要件の緩和等による支援の充実を図ること。
- キ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生の学習塾費用を支援対象とするとともに、学習塾以外の習い事についても幅広く支援を行うこと。
- ク 児童家庭支援センターの安定的な運営及び設置促進のための財政支援を拡充すること。
- (2) ヤングケアラーへの支援の強化
- ア 地方自治体や民間団体が行う取組への財政面も含めた支援を充実すること。
- ・学校や福祉機関、地域など、子どもの近くにいる人々が理解を深める研修等
 - ・困ったときに相談できる窓口や支援体制の構築
 - ・支援が必要なヤングケアラーの実態を把握する調査
- イ ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上を図ること。
- (3) 心に悩みを抱えた子ども・若者を孤立させない体制づくり
- ア SNSを活用した相談やアウトリーチ型の支援など、不安や生きづらさを抱える人を孤立させない体制づくりへの支援を充実すること。
- イ 困難な環境にある子ども・若者の育成支援に関する様々な相談にワンストップで応じるため、教育、福祉、保健医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の設置・運営に係る支援を充実すること。
- (4) フリースクール等を利用する家庭への支援制度の整備
- ア 不登校児童生徒が利用する民間施設(いわゆるフリースクール)を利用する児童生徒の家庭に対する支援制度を検討すること。
- (5) 特別な支援が必要な児童生徒等への支援対策の充実
- ア 障害福祉制度の対象外となるか否かに関わらず、医療的ケアが必要な子どもとその家族の実態及び家族のニーズを継続的に把握するための仕組みを構築するとともに、医療的ケア児支援センターなど相談支援体制整備に対する財政的支援を充実すること。また、施設種別による看護師配置の差異を解消するとともに、国の補助事業における補助割合の引上げなど、更なる支援の充実を図ること。
- イ 外国につながる子どもについて、母語や文化・習慣の違いを尊重しつつ、日本における生活の礎として必要な学力等を身に付けることができるよう、日本語学習に関する支援の充実及び将来を見通した進路を選択できるキャリア支援等の包括的な支援の充実を図ること。
- (6) 子どもの最善の利益が保障される社会の構築

- ア 親権者等による体罰等によらない子育てが推進されるよう、指針の周知徹底、及び子どもの健やかな育ちや権利を保障できるような懲戒権の在り方の検討を行うこと。
- イ 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦等の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度を検討すること。

令和4年7月28日

全国知事会